

後見制度支援預貯金・後見制度支援信託 導入状況

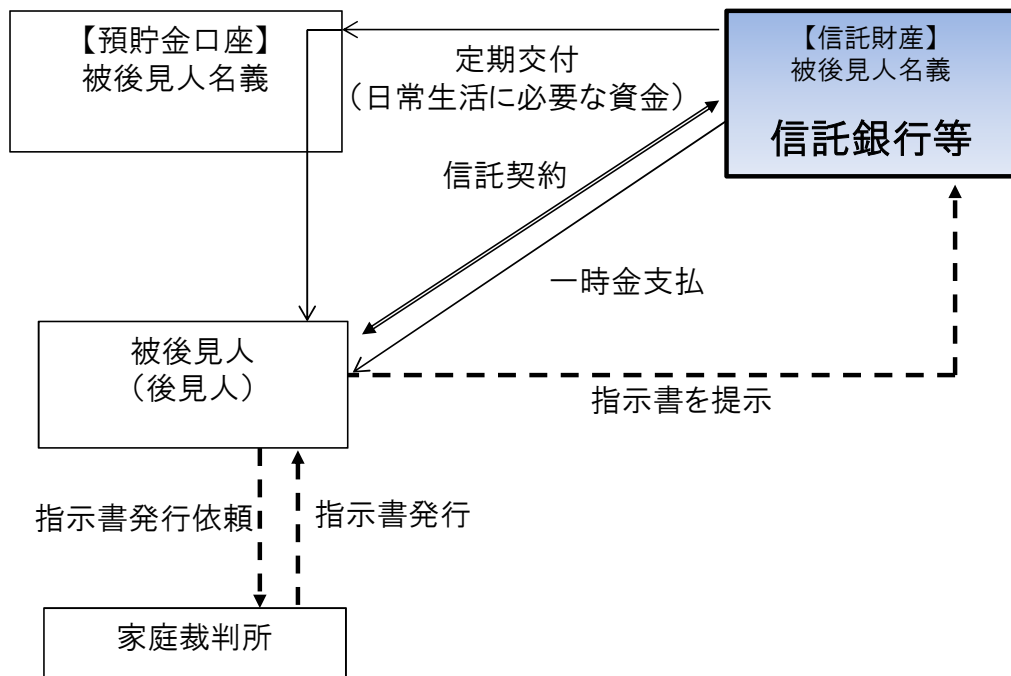
2019年3月18日
金融庁

- 成年後見人による被後見人の財産の不正利用を防止する観点から、2012年に後見制度支援信託(以下「支援信託」という。)を創設。大手信託銀行を中心に取扱い開始。
- しかしながら、支援信託については、「信託銀行の店舗の所在地が限られている」、「(地元の金融機関ではなく)今まで取引のない金融機関と取引を始めることに抵抗感がある」といった指摘を踏まえ、「成年後見制度利用促進基本計画」(2017年3月閣議決定)において、「後見制度支援信託に並立・代替する預貯金の管理・運用方策の検討の促進等について検討を行う」とこととされた。
- これを受け、2017年6月～2018年3月にかけて法務省を事務局として、関係省庁及び業界団体等との「成年後見における預貯金管理に関する勉強会」を開催。金融庁も参加。
- 2018年3月に、勉強会の報告書が取りまとめられ、モデルスキーム(後見制度支援預貯金(以下「支援預貯金」という。))が提示。金融庁は、昨年4月及び11月に各業界団体との意見交換会の場において、積極的な導入を要請している。

(御参考) 支援信託及び支援預貯金のスキーム

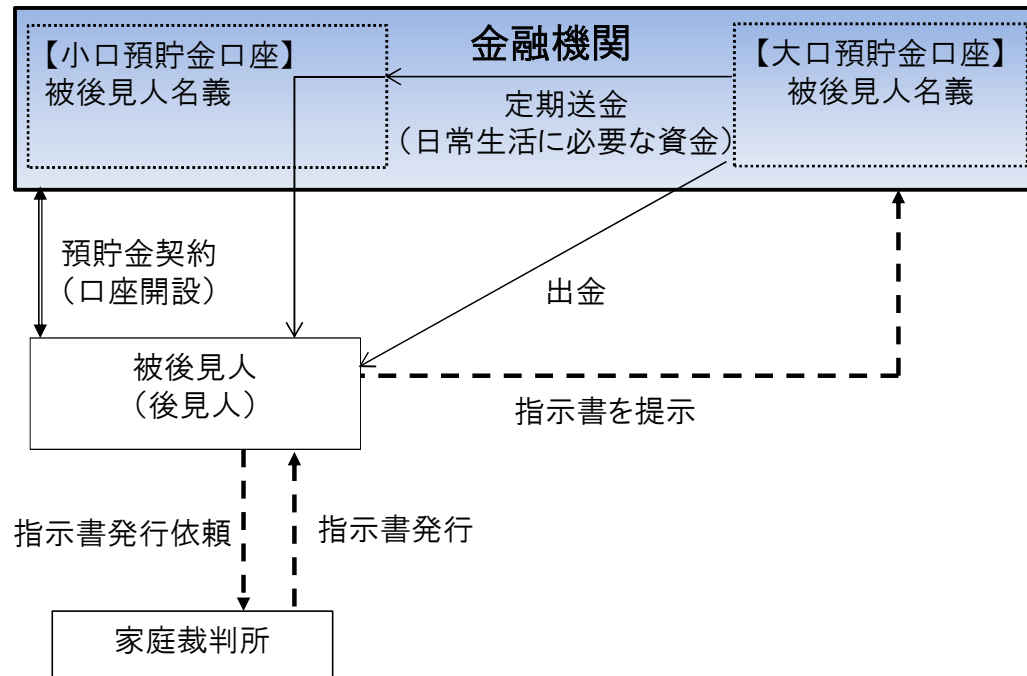
後見制度支援信託

- ◆ 被後見人の金銭を信託銀行等の信託財産において管理。
- ◆ 日常生活に用いる資金は、信託財産から被後見人の銀行口座に定期交付。
- ◆ 以下の取引では、家庭裁判所の指示書が必要。
 - ・ 支援信託契約時
 - ・ 定期交付額の設定時
 - ・ 信託財産からの出金時 等



後見制度支援預貯金

- ◆ 被後見人の金銭を大口預貯金口座と小口預貯金口座において管理。
- ◆ 日常生活に用いる資金は、大口預貯金口座から小口預貯金口座へ定期送金。
- ◆ 以下の取引では、家庭裁判所の指示書が必要。
 - ・ 支援預貯金契約時 (口座開設時)
 - ・ 定期送金額の設定時
 - ・ 大口預貯金口座からの出金時 等



調査概要

金融庁においては、全預金取扱金融機関(1,330金融機関)を対象に、支援預貯金及び支援信託に係る導入状況等の調査を実施。

(調査時点)

2018年12月末

(調査対象)

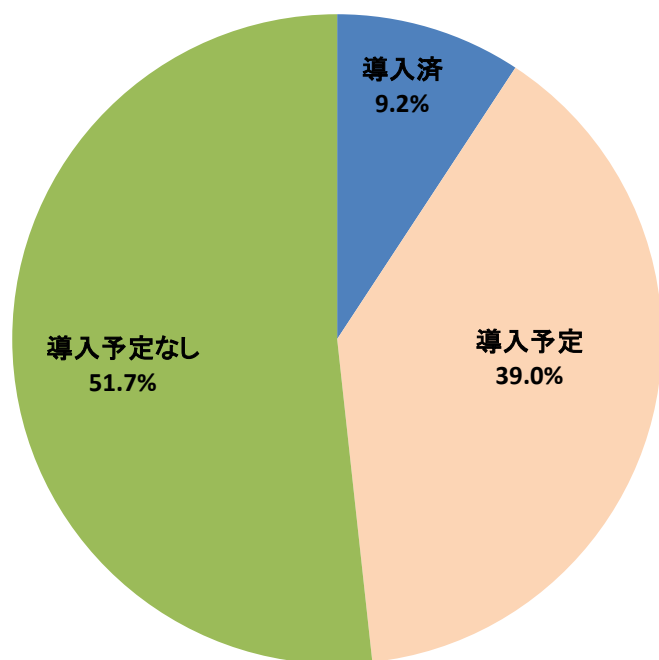
- 都市銀行等23行、地方銀行等65行、第二地方銀行40行
- 信用金庫259金庫、信用組合146組合、労働金庫13金庫
- 農漁協等784組合等

(※)回答期限(2019年2月中旬)までに合併等により消滅した金融機関については調査対象外

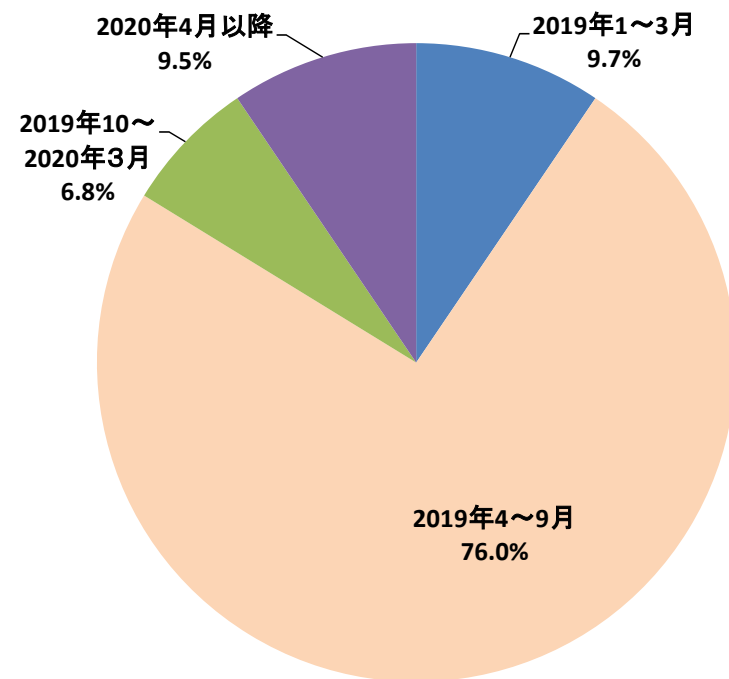
導入状況

- 2018年12月末時点において、支援預貯金又は支援信託を導入済と回答した金融機関は、全金融機関のうち約9%に当たる123金融機関となっている。【図表1】
- また、支援預貯金又は支援信託の導入を予定する金融機関は、全金融機関のうち約39%となり、導入済の金融機関と導入を予定する金融機関を合わせると、全金融機関のうち約48%となる(※)。【図表1】
(※) 支援預貯金を導入済又は導入を予定する全ての金融機関において家庭裁判所の指示書スキームを導入（予定）。
- なお、支援預貯金の導入を予定する金融機関のうち、約84%の金融機関が2019年9月までの導入を予定している。【図表2】

【図表1】支援預貯金・支援信託の導入状況(2018年12月末)



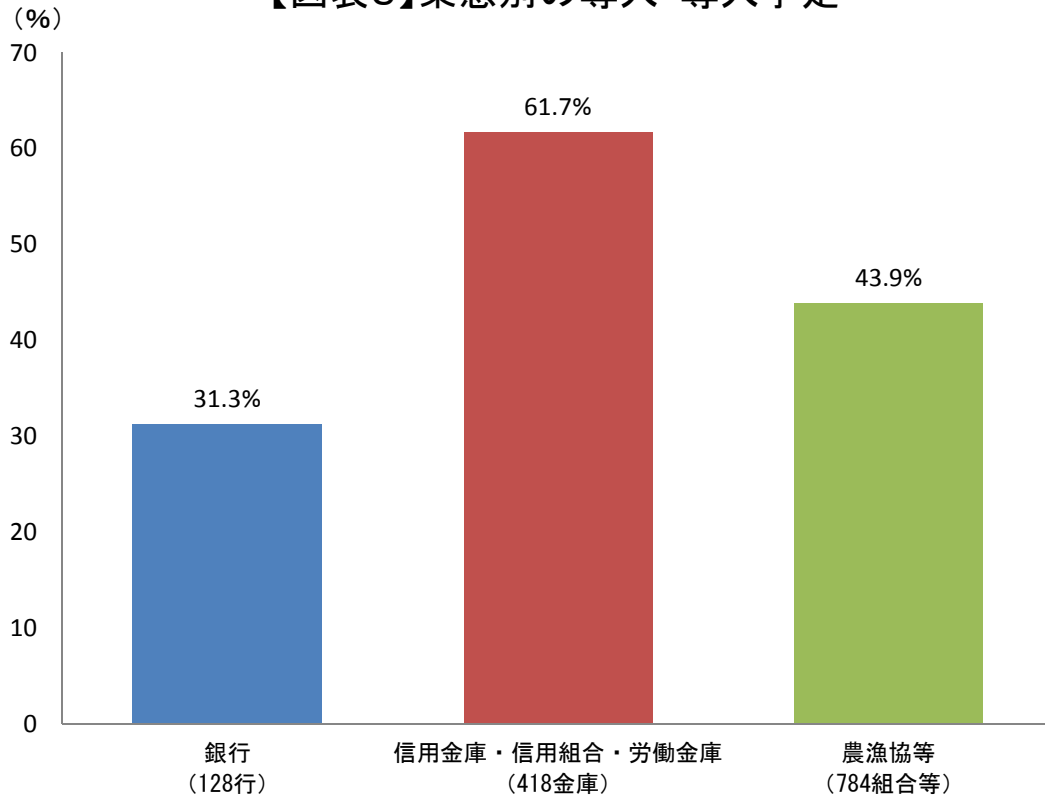
【図表2】導入予定時期



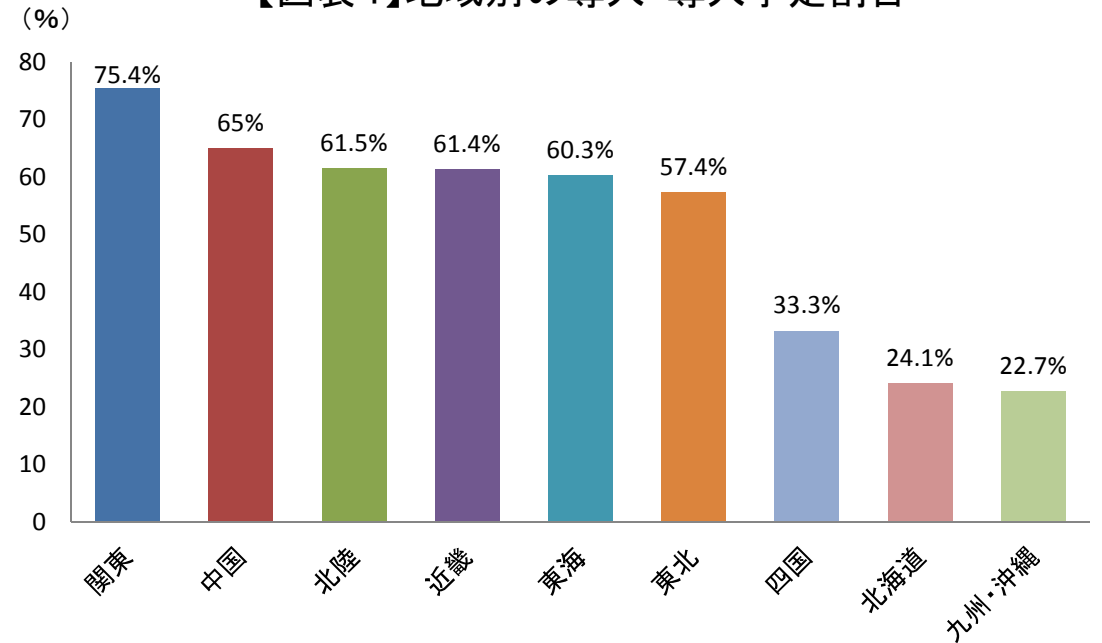
業態別・地域別の状況

- 業態別の導入状況としては、信用金庫等や農漁協等において導入済又は導入を予定する金融機関の割合が高いものの、銀行の割合が低く積極的な導入が必要。【図表3】
 - 各地域における金融機関の導入状況としては、主に関東地方等の大都市圏に本店を有する金融機関において、導入済又は導入を予定する金融機関の割合が高い。一方、北海道や九州・沖縄地方に本店を有する金融機関の割合が低い(※)。【図表4】
- (※) 北海道、四国、九州・沖縄においては支援信託を取り扱う信託銀行数も少ない。

【図表3】業態別の導入・導入予定



【図表4】地域別の導入・導入予定割合

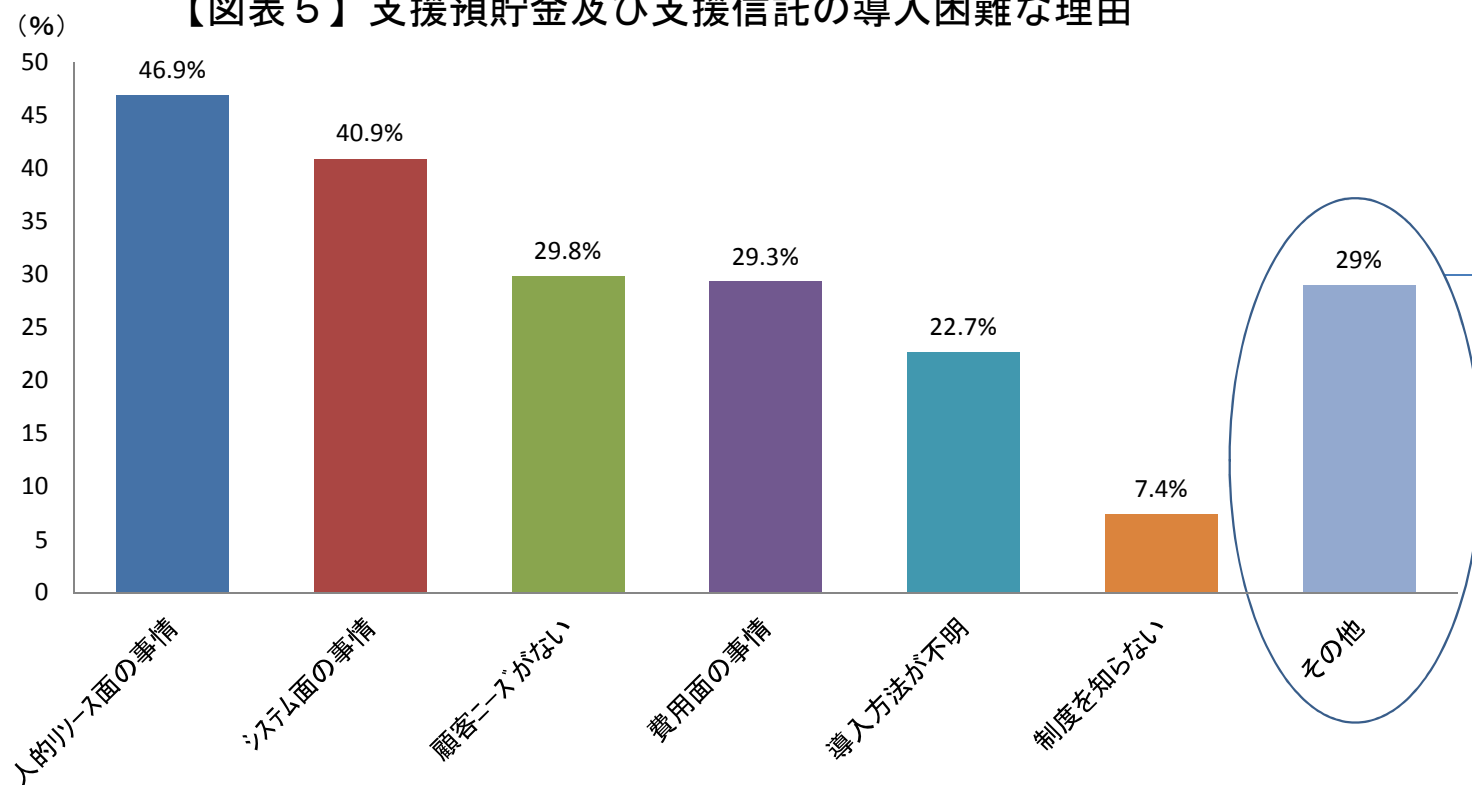


(注) 数値(%)は、各地域における金融機関(地方銀行、信用金庫、信用組合)のうち、支援預貯金・支援信託を導入済又は導入を予定している金融機関の割合。本店を基準に集計。

導入が困難な理由

支援預貯金及び支援信託の導入が困難な理由として、「人的リソース面の事情」や「システム面の事情」を挙げている金融機関が多く、また、「導入方法が不明」、「制度を知らない」、「都道府県の業界団体による裁判所との調整が必要」(その他)といった回答も多く見られた。
【図表5】

【図表5】 支援預貯金及び支援信託の導入困難な理由



【具体的内容】

- 都道府県の業界団体による裁判所との調整が必要（個社対応困難）
- 情報収集中
- 合併・システム統合後に検討

※導入予定のない金融機関のうち当該回答をした金融機関の割合

金融庁等の取組

- 業界団体等においては、最高裁判所との間で、留意点や事務フロー等を協議し、会員に対して情報提供等を進めている。こうした取組を受け、個々の金融機関において支援預貯金の導入が促進されることが期待されるため、金融庁においても必要なサポートを行っていく。

(※) 例えば、全国銀行協会においては、最高裁判所との調整の上、本年2月に、支援預金を導入するに当たっての留意事項や事務フロー等を整備し、会員行向けに説明会を開催。

- 金融庁としては、各金融機関の顧客ニーズや規模・特性等に留意しながらも、支援預貯金・支援信託を導入又は導入を予定する金融機関の状況等を成年後見制度利用促進基本計画のKPIとして設定することを検討。
- また、本アンケート調査は継続して行い、各業界団体との意見交換会の場等において、その結果を示しつつ各金融機関に導入を促していく。